

民法改正で変わるビジネスの流儀

～皆さんの契約書は大丈夫？

九経調経営セミナーのご案内



日時：2017年8月30日（水）13時30分～15時30分

場所：電気ビル「共創館」3階・カンファレンスB 福岡市中央区渡辺通2-1-82

2017年5月、契約のルールを定めた債権法が大きく変わる改正民法は国会で成立しました。民法は契約や所有権などの権利関係に関するルールを定めた法律で、今回の改正はインターネット取引の普及など経済社会の変化に対応する狙いがあります。約200項目が変更され、約120年ぶりの抜本改正と言われております。2020年にも施行される予定で、債権管理や契約実務への影響に企業も対応する必要が生じています。

そこで、当会は改正ポイントを理解するセミナーを開催することにいたしました。皆様には用務ご多端のところ大変恐縮ですが、是非ご出席頂ければと存じます。

【講師】：西村あさひ法律事務所 福岡事務所
弁護士 舞田 靖子 氏

【参加費】：当会賛助会員無料、非会員 2,000円

【定員】：70名

【主催】：公益財団法人九州経済調査協会

【協力】：西村あさひ法律事務所福岡事務所

【セミナーのポイント】

- ★定型約款の規定新設～契約事務に影響
- ★法定利率の引き下げ・変動制～損害賠償等に影響
- ★消滅時効期間の見直し～管理事務の簡素化
- ★保証人の制限と保護～事業の資金調達に影響
- ★変わる瑕疵担保責任～救済手段の変更

……………出席申込書（FAX：092-721-4908）（公財）九州経済調査協会・瀬口行……………

*九州経済調査協会が運営する会員制ライブラリー「BIZCOLI」のHP（www.bizcoli.jp）からもお申込ができます

会社・団体名	
住所・電話番号	
お役職・お名前	

お申込み切：8月29日（火） お問い合わせ：九州経済調査協会 事業開発部 瀬口、岡本 電話：092-721-4909